

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和5年3月2日（木）

開 会（午前9時30分）

【議 事】

○議案第35号「所沢市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を
廃止する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第35号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

休 憩（午前9時31分）

（説明員交代）

再 開（午前9時32分）

○議案第22号「所沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

福原委員

災害対策支部をまちづくりセンターに配置するという条例だと思うが、今まで本部は庁内だけで支部はなかったということか。

近藤危機管理
室長

今まで支部という名称のところはありませんでした。

福原委員

支部という名称はなかったが、それに相当する機能はあったか。

近藤危機管理
室長

今までの現地災害対策本部が支部の機能を果たしていました。

福原委員

支部を置くことになった理由を示してほしい。

井上危機管理
監

今までまちづくりセンターに設置していたのが現地災害対策本部という名称でしたが、一般的には災害が起きた近くに臨時的に立ち上げるものであり、紛らわしいということで、まちづくりセンターに設置していた現地災害対策本部を災害対策支部という名称に変更したというもので、内容

について変更はありません。

島田委員

内容は変わらないということだが、例えば、旧町で東川が溢れたというときは、現地支部が最初に取り仕切って本部に上げるということなのか、本部から指示、命令が下りて支部に行くのか、役割分担はどのようになっているか。

近藤危機管理
室長

意思決定は本部が行い、支部はその管理下に置かれているという組織体制です。

島田委員

所沢市内はものすごくエリアが広いというわけではないが、それでも支部を立ち上げる必要性があるのか。先ほどの東川の例で言えば、本庁と所沢まちづくりセンターは近いため、災害が起きれば必ず現地支部を立ち上げてそのような指揮命令系統でやっていくのか。その場合は二度手間になると思われるがいかがか。

近藤危機管理
室長

例えば、大きな地震が発生した、市内全域に被害が出たという場合は災害対策本部が立ち上がって、必要に応じて11行政地区の各まちづくりセンターに支部が立ち上がります。

竜巻や突風で、市内全域ではなく局所的な被害があった場合については、その地区のまちづくりセンターに現地災害対策本部が設置されて、災

害対策本部の指揮の下に業務を行うという組織体制です。

平井委員

今までやってきて、うまくいかなかったということか。聞いていると複雑になっていると思うが、経緯はどうなっているか。

近藤危機管理
室長

今までまちづくりセンターに現地災害対策本部という名称を使ってきましたが、それによって問題が起きたということではありません。

現地災害対策本部という言葉が、一般的には発災現場付近で必要に応じて臨時の現場指揮所を指すものです。今後、市内で大きな地震等が発生したときに他自治体から派遣職員、応援職員等を受け入れるわけですが、そうしたときに現地災害対策本部という言葉が、応援に来ていただいた方にとっては非常に紛らわしい言葉になってしまうという意味で、支部という名前に改めるものです。

平井委員

場所は変わらず体制も変わらないが、問題が起きたときは支部として活動するという理解でよろしいか。

近藤危機管理
室長

業務的な変更はなく、単純に名称が変更になるということです。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第22号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前9時39分）

（説明員交代）

再開（午前9時41分）

○議案第19号「所沢市まち・ひと・しごと創生基金条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

この根拠というのは、地方創生関連の今まであった交付金をまとめたデジタル田園都市国家構想に基づいて、こういうものを立ち上げて寄附を集めていくという理解でよいか。何のために創設したのか分からないので経緯を説明願いたい。

並木財政課長

本基金につきましては地域再生法に基づき、所沢市で令和4年11月1日に所沢市まち・ひと・しごと創生推進計画が国の認定を受け、これに基づき、地域再生計画に掲げる地方再生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に最大9割の税の軽減効果が活用できることになったことから、これを活用するために地方自治法に基づき基金を設置するものです。

平井委員

そうすると、国の交付金、例えば物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策というような、新しい交付金があったので、その交付金のため様々な形でお金を集めたいということで作られたということなら分かるが、所沢市独自のものということなのか。また、総合計画を讀んでみたらかなり広範囲に、公共交通や福祉など全部載っていて、そこにも関連してくるような条例だと思うが、そことの関連はあるのか。

並木財政課長

こちらはあくまで、基金として、地方創生の関係で進めていくための財源として企業版ふるさと納税制度がありますので、そちらの寄附金を積むための基金を設置する条例をお願いしているものです。

平井委員

第2条に、基金として積み立てる額は、一般会計予算の定める市の積立額及び寄附金の額とすると書いてあり、議場ではふるさと納税をもらったら一旦こちらに入れていくという話だが、市としてもこれから積立金を入れていくということで理解してよいか。

並木財政課長

基本的には、いただいた寄附金を、当該年度に使用せず翌年度に使う場合に積み立てるというものであり、いただいた寄附金を当該年度で使い切れれば逆に寄附金は積み立てないという状況もあるものです。

平井委員

初めて創設されたので、今全然入っていないと思うが、これからふるさと納税などが一年間使い切れなかった場合には、ここに入れて、また次に持ち越していくということか。そして、そのお金を使うのはどのようなときか。

並木財政課長

寄附金をいただけとなった場合、今度新たにできる公民連携推進室が中心となり企業と協議し、どういった事業に寄附をしたいかということ

調整した中で、そちらの事業が予算化された際に、翌年度に積み立てておいたものについては、その基金から繰り入れるという形で財源として活用していくようになるかと思えます。

平井委員

企業は、自分の利益のために寄附をするわけだが、自分に役立たないものについては使ってもらいたくないと思う。このお金の使途として、どういうものに使えるのか。

並木財政課長

使途は第2期地方創生総合戦略で広範囲に定めていますので、その中から企業と話し合いをして、企業のこういったものを希望したい、寄附したいということをマッチングさせて事業に充てていくような形になるかと思えます。

平井委員

ほかの自治体で実際にやっているところがあるか。

並木財政課長

近隣ですと、飯能市のトーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園の魅力アップに企業からいただいて、そちらを財源に活用している事例があります。

中村委員

藤本市長は納税することによって得をしてはいけないということをよくおっしゃるが、企業版ふるさと納税は最大9割の控除があるわけだから

明らかに得になる。

この条例自体の目的や、これによって企業が納税しやすくなる、単年度主義の例外としての予算執行がしやすくなるというのはすごく分かるが、個人は納税することについて得をしてはいけないということをおっしゃっている。しかし、これは明らかに企業が得をする制度であり、そこをどのように整合性を取っているのか、考えを聞きたい。

並木財政課長

市長が話をしている中で、個人版ふるさと納税の中で一番大きいのは返礼品の目的、返礼品競争となってしまうと、本来の趣旨である自分を育ててくれたふるさとに恩返しをしたいという部分から現状としてずれてきてしまっているという部分が大きく疑義を表明しているということかと思えます。

したがって、今回の企業版ふるさと納税については、企業は寄附をしても見返りは禁止となっていますので、本来の趣旨に当てはまるような形での寄附が進められていると考えると、推進していくような形になるかと考えております。

福原委員

パブリックコメントが2名から提出され、2件の意見があったということだが、この提出者は個人なのか事業者なのかを伺いたい。

並木財政課長

2名とも個人です。

福原委員

どのような内容だったのか。

並木財政課長

1件については、全て同意、同感であり、頑張ってくださいというような意見をいただきました。

もう1件は、実際に事業を進めることに対するものと思われませんが、一定期間での評価の実施を行い、ゴール未達の場合の責任の所在の明確化をしてくださいというような意見でしたので、どちらかと言いますと、公民連携を推進していくということに関しての部分になっている御意見と考えております。

福原委員

ただいまの御意見は、今後検討されることかもしれないが、事業として評価の中で反映していくという考えがあるのか。

並木財政課長

基金ということにつきましては、評価設定というものはできないのですが、実際に事業を進めるに当たりベースとなっております今回の地域再生計画の中におきましては、実施事業の客観的な指標、評価方法というものが整備されておりますので、そちらの事業を進めていく中で可能かと考えております。

大館委員

この条例を、どのような形で企業に知らせ、寄附が集まるようにしてい

くのか。

並木財政課長

条例につきましては、寄附金をためておくというものだけですので、どちらかという与企业版ふるさと納税制度を推進していくという形で願っていくこととなりますが、そちらについては令和5年度から経営企画部の中に公民連携推進室が設置されますので、そちらの事業の中で企業とマッチングをしたり、訪問しながらこういった企業版ふるさと納税をお願いしていく形になるかと思ひます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第19号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時51分)

(説明員退席)

再 開 (午前9時52分)

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前9時53分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和5年第1回（3月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際化・多文化共生について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 学校教育（私立学校）について
- 5 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 6 行政経営について
- 7 危機管理・防災について
- 8 財政運営について
- 9 農業・商業・工業について
- 10 観光について
- 11 労働・雇用環境について